

## 「外国語の能力を証明する書類」の取扱いについて

2021年3月4日

東京大学大学院法学政治学研究科

令和3(2021)年度に実施する令和4(2022)年度法科大学院入学者選抜においては、「外国語の能力を証明する書類」の提出を要件とします。

本年度(2020年度)に実施した令和3(2021)年度法科大学院入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症に関する状況及び民間試験の実施状況に鑑み、学生募集要項に記載したところを変更して、「外国語の能力を証明する書類」の提出を要件としませんでした。その後の民間試験の実施状況を踏まえて、上記の通りとします。

なお、TOEFLで実施している「自宅受験」の成績を提出することは可能です。

ただし、今後の状況により変更となる可能性がありますので、本専攻ウェブサイトの情報に常に確認し、最新の情報を入手してください。